

○大網白里市議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年 8月24日規則第20号

改正

平成14年 7月22日規則第25号

平成24年12月28日規則第55号

平成25年 2月27日規則第 2号

平成29年 3月28日規則第12号

大網白里市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大網白里市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号。以下「条例」という。）に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第2条 条例第5条第1項に規定する政務活動費交付申請書は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式とする。

(1) 会派の代表者が政務活動費の交付の申請を行う場合 別記第1号様式

(2) 無会派議員が政務活動費の交付の申請を行う場合 別記第2号様式

2 条例第5条第2項に規定する政務活動費交付変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。

(交付決定通知書)

第3条 条例第6条に規定する別に定める様式は、政務活動費交付決定通知書（別記第4号様式）によるものとする。

(実績報告)

第4条 条例第9条第1項に規定する実績報告書は、政務活動費実績報告書（別記第5号様式）によるものとする。

2 政務活動費の交付の決定を受けた会派の代表者又は無会派議員は、条例第9条第1項又は第2項の規定により実績報告書を議長に提出する場合は、当該実績報告書に支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

(確定通知書)

第5条 条例第10条に規定する別に定める様式は、政務活動費確定通知書（別記第6号様式）によるものとする。

(請求書)

第6条 条例第11条第1項に規定する別に定める様式は、政務活動費請求書（別記第7号様式）によるものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第7条 会派の政務活動費経理責任者及び無会派議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を作成してその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を、当該政務活動費の実績報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 7月22日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第55号）

この規則は、平成25年 1月 1日から施行する。

附 則（平成25年 2月27日規則第 2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 大網白里市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年条例第1号）による改正前の大網白里市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、改正後の大網白里市議会政務活動費の交付に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の大網白里市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の前日に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別記

- 第1号様式（第2条第1項第1号）
- 第2号様式（第2条第1項第2号）
- 第3号様式（第2条第2項）
- 第4号様式（第3条）
- 第5号様式（第4条第1項）
- 第6号様式（第5条）
- 第7号様式（第6条）